

デジタル技術活用等による生産性向上推進補助金 Q & A

(対象事業者について)

Q 1 対象事業者は。風営法の対象施設も対象となるのか。

A 1 旅館業法の「旅館・ホテル営業」「簡易宿所営業」の許可を受けている岐阜県内の宿泊施設が対象となります。なお、風営法（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律）の店舗型性風俗特殊営業（第2条第6項）の対象となる施設は対象外です。

Q 2 民泊を経営しているが、対象になるか。

A 2 住宅宿泊事業法に定めのある住宅宿泊（いわゆる民泊）は対象外です。旅館業法の「旅館・ホテル営業」「簡易宿所営業」の許可を受けている場合は、対象となります。

Q 3 宿泊事業者ではなく、観光事業者であるが、対象になるか。

A 3 宿泊事業者ではない、お土産屋、飲食店、交通事業者、体験コンテンツ販売施設等の事業者は対象外です。

Q 4 本社が岐阜県外であるが、補助金の対象となるか。

A 4 本社が岐阜県外であっても、対象となる宿泊施設が岐阜県内にあれば、補助金の対象となります。
県内外に複数の宿泊施設を有している場合は、岐阜県内に所在する宿泊施設に係る事業のみ対象となりますので、ご注意ください。

Q 5 国の「持続化給付金」や県の「協力金」、「支援金」を受け取っているが、補助金を申請してもよいか。

A 5 申請可能です。ただし、国、県、市町村等が交付する補助金、交付金等の交付を受けている事業については、当補助金の対象外となります。

Q 6 コロナ禍により休業中であるが、申請可能か。

A 6 事業を再開し、継続していくという意思があれば申請可能です。

(補助対象事業について)

Q 7 補助対象となる経費にはどのようなものがあるか。

A 7 宿泊事業者の生産性向上・業務効率化に資するデジタル技術を活用した取組みやコンサルティングサービスの利用などに要する経費が対象となります。

対象となる経費の例は、募集要項別紙「補助対象経費参考表」をご覧ください。

なお、補助対象経費については、本事業と他の事業の経費が明確に区分されており、かつ、証拠書類により金額等を確認できるもののみが対象です。

Q 8 補助対象のシステムを複数施設で一括導入する場合も申請可能か。

A 8 申請可能です。ただし、県内の複数施設において生産性の向上に資するシステムを導入する場合であっても、補助金の上限額は、1事業者当たり300万円ですのでご注意ください。

Q 9 システム構築を一から設計、製作するのではなく、パッケージ製品の導入も対象になるのか。

A 9 補助対象となります。

Q 10 補助対象期間に施設を廃止又は休止した場合の取り扱いはどうなるのか。

A 10 交付申請時点で事業継続の意思がない場合又は交付決定の前までに施設を廃止している場合は、対象外とします。

また、交付決定以降、施設の廃止等事業継続が不可能であり補助金の目的を達することができないと判断される場合にも、補助金を支給することはできませんので、速やかにお知らせください。

Q 11 クラウドサービス利用費、レンタルに係る経費やソフトウェア、通信回線、キャッシュレス端末等の利用料及び維持管理費は補助対象になるのか。

A 11 補助対象外となります。

対象とならない経費の例は、募集要項別紙「補助対象経費参考表」をご覧ください。

Q 12 補助対象経費は税込か。

A 12 消費税及び地方消費税相当額は含みません。

Q 13 老朽化したPCのみを更新したいが、補助対象となるか。

A 13 システム導入を伴わない、PC単体の更新は、対象外となります。

Q 14 購入時にポイントを利用して購入した物品等も対象としてよいか。

A 14 ポイント等を支払いに充当した場合、充当分については値引きと同等とみなし、補助対象外となります。一部をポイントで支払っている場合には、その分を除いた額を補助対象経費としてください。

Q 15 クレジットカードで購入したものも対象としてよいか。

A 15 交付申請時点で購入済みの場合や、その他やむを得ずクレジットカードを使用する場合を除き、原則として、現金払いや振込等による支払をしてください。

やむを得ずクレジットカードを利用する場合は、令和5年1月20日以前に引き落としが完了するよう、余裕をもって事業を実施いただくとともに、実績報告時には、クレジットカードの利用明細の写し（該当箇所以外黒塗り可）を併せて提出してください。

Q 16 複数年で一括契約をしているコンサルティングサービス利用に係る経費の計算方法はどうか。

A 16 対象期間内の経費算出にあたっては、契約金額から補助対象期間を日割りして申請してください。（千円未満の端数が生じる場合は切り捨てた金額を申請してください。）なお、補助対象期間は令和4年4月1日から令和5年1月20日です。

（補助対象期間について）

Q 17 いつの時点で行った事業が対象となるのか。

A 17 令和4年4月1日から令和5年1月20日までに実施する事業が対象となります。令和4年4月1日以降に購入、契約等を行い、令和5年1月20日までに事業を完了させ、支払いを終えている必要があります。

なお、コンサルティングサービス利用については、令和4年4月1日から令和5年1月20日までにかかる費用が補助対象となります。

Q 18 補助金申請時点で既に完了している事業は対象となるのか。

A 18 令和4年4月1日以降に実施した事業に要する経費であれば、当補助金の趣旨に沿った補助対象事業、補助対象経費と確認でき、適正な経費と認められる場合は対象となります。

Q 19 補助金申請後、交付決定までに事業を実施してもよいか。

A 19 交付決定を行うまでは、補助金の交付を確約することができません。

審査の上、当補助金の趣旨に沿った補助対象事業、補助対象経費と確認でき、適正な経費と認められる場合は、9月以降順次の交付決定となります。交付決定前に審査結果についてお答えすることはできませんので、ご注意ください。

（補助率・補助限度額について）

Q 2 0 補助金の上限額は、DX化促進事業、コンサルティングサービス等利用事業、それぞれに対し設定されているものか。

A 2 0 両事業の合計に対して設定されているものであり、補助金の上限額は300万円です。

(申請手続きについて)

Q 2 1 応募期間は。

A 2 1 募集の日から令和4年8月31日(水)までを応募期間としています。8月31日(水)までにご郵送ください(当日消印有効)。

Q 2 2 各種様式はどこで入手するのか。

A 2 2 岐阜県の公式ホームページからダウンロードしてください。
また、観光企画課(県庁10階)でも入手できますので、詳細は、募集要項「12. 申請書提出先及び問い合わせ先」をご参照ください。

Q 2 3 申請の方法は。

A 2 3 郵送での提出をお願いします。簡易書留、特定記録等、追跡のできる方法で郵送してください。

Q 2 4 補助期間内であれば複数回補助金を申請してもよいのか。

A 2 4 申請は、募集期間中1事業者につき1回です。

Q 2 5 交付決定後に、事業内容を変更した場合は変更等承認申請が必要か。

A 2 5 補助事業の内容を変更する場合は必要となります。事前に変更等承認を受けなかった場合には、補助金を交付できない場合がありますので、変更の可能性がある場合には前もってご相談ください。

(提出書類について)

Q 2 6 申請者と他の提出書類(営業許可書等)の名義が異なるがどうすればよいか。

A 2 6 原則として、提出書類はすべて申請者と同一名義のものである必要があります。営業許可書について名義が異なる場合は、聞き取り等によりその実態を確認させていただいた上で、営業許可書の変更等が必要な場合には適正な手続きを取っていただくこととなります。

Q 2 7 旅館業の営業許可書が見当たらない。どうすればよいか。

A 2 7 最寄りの保健所から「営業許可を受けて営業していることの証明」を受け、提出してください。

Q 2 8 確定申告はすべてのページの写しが必要か。

A 2 8 法人の場合は、法人税及び地方法人税の確定申告に係る「確定申告書（別表一）」、「法人事業概況説明書」及び「利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書（別表五（1）」を提出してください。

個人の場合は、所得税及び復興特別所得税の確定申告に係る「確定申告書第一表」に加え、「所得税青色申告決算書」（青色申告の場合）又は「収支内訳書」（白色申告の場合）を提出してください。

電子申告を行った場合は、上記に加え、受信通知を添付してください。

Q 2 9 確定申告に税務署の受付印や受付番号がないが、どうすればよいか。

A 2 9 県税の納税証明書（税額の証明）を以下の内容で取得し、提出してください。なお、その場合にも、納税証明書（完納証明）の提出は必要ですので、忘れずに提出してください。

法人の場合： 証明内容…税額の証明

対象税目…「法人県民税・法人事業税」

事業年度…直近の事業年度

（確定申告実施前の場合はその1つ前の事業年度）

個人の場合： 証明内容…税額の証明

対象税目…個人事業税

所得年…令和3年（8/10以前に取得する場合や、取得時に令和3年所得を対象とした課税が行われていない場合等は令和2年）

Q 3 0 新規開設や実績がない等の理由により確定申告をしていない場合は何を提出すればよいか

A 3 0 法人設立届出書（法人の場合）、個人事業の開業届出書（個人の場合）、又は給与支払事務所等の開設届出書のいずれかの写し（税務署の受付印のあるもの）を提出して下さい。

Q 3 1 県税の納税証明書とは。また、取得方法や手数料は。

A 3 1 納税額や未納の税額がないことを証明する書類です。最寄りの県税事務所の窓口で取得ください。なお、取得にあたっては、県庁では交付していませんのでご注意ください。

【県税に関する問い合わせ先】

岐阜県公式 HP トップ > くらし・防災・環境 > 税金 > 相談窓口 > 県税に関する問い合わせ先一覧

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/zeikin/sodan-madoguchi/11110/toiawase.html>

(1) 取得方法

最寄りの県税事務所の窓口にて、納税証明書交付請求書に必要事項をご記載のうえ、交付申請してください。納税証明書交付請求書様式は、窓口に備え置くとともに、以下のホームページにも掲載しています。また、郵送による交付も受け付けています（要返信用封筒・切手）。

【県公式ホームページ】

トップ > くらし・防災・環境 > 税金 > 納税・申告・減免 > <一般用>納税証明書交付請求書（自動車税種別割を除く）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/zeikin/nozei/11110/nozeishomei01.html>

(2) 手数料

当補助金の申請のために提出する県税の納税証明書の交付に当たっては、請求時に手数料の免除を受けることができます。

納税証明書交付請求書「手数料の免除の申請理由」の項目について、「1 震災、風水害その他これらに類する災害により相当の損失を受けた」を選択いただくとともに、「デジタル技術補助金」申請に要する書類であることをお申し出ください。

なお、手数料の免除を受けずに納税証明書を取得した場合は、手数料の返還ができませんのでご注意ください。

Q 3 2 ネットで購入して領収書を出してもらえない場合、支払完了メール等の写しを領収書としてよいか。

A 3 2 令和4年4月1日から令和5年1月20日までに支払いが完了したと確認できるものであれば可としますが、提出された書類によっては、聞き取りによる確認や追加資料の提出をお願いする場合があります。

Q 3 3 紛失等で領収書等が手元がない場合、申請可能か。

A 3 3 実績報告書提出時には、令和4年4月1日以降に購入及び支払を行ったことがわかる資料（請求書、領収書等）や契約を行ったことがわかる資料（契約書等）が必須となります。そのため、このケースでは申請いただいても補助金を支給することができません。

Q 3 4 インターネット銀行を利用しているため通帳がない場合、代わりに何を提出したらよいか。

A 3 4 金融機関名、支店名（又は支店コード）、口座名義、口座名義カナ、口座番号が記載されているものを印刷し提出してください。